

第284回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

令和8年5月13日

岩手県内水面漁場管理委員会

第284回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年4月6日(月)
- 2 開催年月日 令和8年5月13日(水) 午後1時30分から午後2時45分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(9名)

佐藤由也委員、湊貴博委員、中村久美男委員、峰岸有紀委員、島川良英委員、松林由里子委員、松岡俊太郎委員、佐野賢治委員、高橋文昭委員

[欠席委員：阿見彌典子委員]

岩手県

照井農林水産部長、森山技監兼水産担当技監、工藤技術参事兼水産振興課総括課長、藤原漁業調整課長、鈴木振興担当課長、中野特命課長、熊谷主任主査、前川技術専門幹、遠藤技師、阿部技師、佐々木技師、志田沿岸広域振興局水産部長、佐藤県北広域振興局水産部長、野澤大船渡水産振興センター所長、小林内水面水産技術センター所長、太田宮古水産振興センター技術企画指導監

事務局

遠藤事務局長、藤原事務局次長、渡邊主任

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について(諮問)

第2号議案 中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について

第3号議案 ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について

6 報告事項

令和7年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について

7 委員会の経過

遠藤事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第284回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます

ます。

また、照井農林水産部長をはじめ、県の方々にも出席を賜り、大変御苦労様でございます。

さて、本日御審議いただく議案ですが、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮」について県の方からの諮問、毎年度、盛岡市と釜石市からの要望に基づいて発動しております、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」について、それから、本県の外来魚対策の一つである、「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示」について、以上の3件でございます。

そのほか、県から報告事項が1件ございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます、開会の御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

遠藤事務局長

どうもありがとうございました。

次に、本日、御臨席をいただいております岩手県農林水産部の照井部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

照井農林水産部長

今年度から、農林水産部長を務めさせていただいております、照井と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、今般の大槌町の林野火災で被害にあわれました皆様に、お見舞いを申し上げます。現在、岩手県内には、山火事警戒宣言を発令中でありまして、新たな山火事が発生することのないよう、火の取扱いには、皆様十分に御注意を頂ければと思っております。

それでは、第284回岩手県内水面漁場管理委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

佐藤会長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から本県内水面漁業の振興に多大なる御尽力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

さて、委員の皆様方御承知のとおり、本県の河川・湖沼等は、水産物の供給の場であるだけでなく、釣り場や体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を広く提供しておりまして、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しているところであります。

一方、近年、地球温暖化や激甚化・頻発化する自然災害等による漁場環境の変化のほか、組合員の高齢化、釣り人口の減少に伴う遊漁料収入の減少などにより、水産資源の増殖や漁場環境の維持が難しくなっている状況にあります。

県としましては、内水面漁業による水産物の供給や多面的機能が十分に発揮されるよう、本年3月に策定した「第3期岩手県内水面漁業振興計画」に基づきまして、あゆやさくらます等の資源造成、カワウ被害防止対策など、水産資源の回復、それから漁場環境の再生等に向けた取組を、関係機関・団体と連携して進めることとしております。

委員の皆様方には、引き続き、水産動植物の採捕や増殖等について御審議いただくとともに、本県の内水面漁業の発展と秩序ある漁場の管理に向けまして、幅広い観点から御意見を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。

たきます。本日はありがとうございました。

遠藤事務局長

どうもありがとうございました。

次に、職員の紹介をさせていただきます。本日は、令和8年度の最初の委員会となりますので、議事に入ります前に、4月1日付けで異動となった職員を紹介させていただきます。

異動者名簿は、「会議次第」の次でございますので御覧ください。

初めに、知事部局職員について、工藤技術参事兼水産振興課総括課長から紹介をお願いいたします。

工藤技術参事兼水産振興課総括課長

それでは、異動がございました知事部局の職員について、御紹介いたします。

(名簿により紹介)

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

遠藤事務局長

ありがとうございました。続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から御紹介いたします。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介については、以上でございます。

なお、先ほど御挨拶をいただきました照井農林水産部長におかれましては、業務の都合により、ここで退席されますので、よろしく願いいたします。

(照井農林水産部長 退席)

遠藤事務局長

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、早速議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、阿見彌委員が欠席でございますが、9名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、島川良英委員と峰岸有紀委員をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

遠藤事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、諮問。要旨、岩手県知事から、漁業権が設定されていない北上川本流域において、適正な漁場管理を行うため、小型定置網（たが網を含む。）及び刺し網（複合式刺し網を除く。）による採捕の許可の有効期間を短縮することについて、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第32条第5項の規定により、当委員会の意見

を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、2ページを御覧願います。規則の抜粋になりますが、諮問の対象となる内水面における水産動物の採捕の許可は、第32条第1項に規定されている漁具又は漁法のうち、第2号の「小型定置網(たが網を含む。)」と、第3号の「刺し網(複合式刺し網を除く。)」の2つでございます。

次に、採捕の許可の有効期間につきましては、同条第5項において「3年」と定められておりますが、ただし書きとして、「漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。」と規定されておりました。今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和8年5月7日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文の読み上げは省略させていただきますが、内容については、「記」以下の1に許可の有効期間、2に有効期間を短縮する理由が記載されておりますので、これらを含めまして、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

藤原漁業調整課長

水産振興課の藤原と申します。よろしく御願いたします。

それでは、第1号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

それでは資料6ページを御覧ください。図1に小型定置網及び刺し網の許可件数の推移を示しております。凡例は、白丸が刺し網、黒の四角が小型定置網となっており、令和7年の許可数としては、刺し網は11、小型定置網は6となっております。

右側の図2に移りまして、こちらは小型定置網と刺し網の総漁獲量の推移について示しております。凡例は図1と同様、白丸が刺し網、黒の四角が小型定置網となっております。令和6年の刺し網の漁獲量は91.6kgとなっており、同じく小型定置網によるモクズガニの漁獲尾数は116尾となっております。

下の図3に、刺し網による令和6年までの漁獲内訳を示しております。令和6年に漁獲が多い魚種の順に、うぐい、にごい、こい、ふなとなっており、また、「その他」の内訳としましては、なまず、あゆとなっております。

それでは、2ページをお開きください。岩手県漁業調整規則第32条第1項に基づき、内水面において、「小型定置網」や「刺し網」によって水産動物を採捕しようとする者は知事の許可を受けなければならないとされていますが、漁業権が設定されていない北上川本流におきましては、県は北上川本流漁業調整方針等を定めて許可を行っております。

この方針につきましては、3ページをお開きください。北上川本流漁業調整方針等を示しております。この方針の第2の(2)では、小型定置網について基本的には許可しないこととしておりますが、ただし書きに、かきの採捕を目的とする場合には、別に定める方針によって許可することとしております。

続いて、4ページ目に、小型定置網許可方針を掲載しておりますので、御覧ください。ここで許可の有効期間や対象者、それから採捕の期間などを定めて許可しております。

3ページに戻っていただきまして、第2の(3)刺し網につきましては、「別に定める

方針」によって許可するということにはしておりますが、こちらについては、5ページを御覧ください。こちらに、刺し網の許可方針を掲載しております、許可の有効期間、それから対象者、採捕の期間などを定めて許可を行っております。

2ページにお戻りください。岩手県漁業調整規則第32条第5項では、採捕の許可の有効期間は3年とされております。

一方で、北上川本流には漁業権が設定されておらず、稚魚放流などの増殖行為が行われていないため、増殖行為が行われている河川に比べて「遊漁による漁獲圧」や「自然環境の変化」による水産資源の枯渇が懸念されるところでございます。

したがいまして、水産資源の枯渇を未然に防ぐためには、漁場利用の実態などを3年といわず年度ごとにきめ細かく把握し、毎年度の許可事務へ反映するなど、適正な漁場管理につなげる必要があります。

そのため、今回の諮問では、規則第32条第5項のただし書きを適用して、知事許可の有効期間を通常3年のところ、1年未満に短縮しようとするものです。

以上が諮問の内容となります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(松林委員 挙手)

松林委員

御説明ありがとうございます。些細な質問なのですが、「北上川本流」と「北上川本流域」っていうのは、同じものでよろしいのでしょうか。「流域」というと、その川一本だけじゃなくて、その上流域も含めて考えてしまうと云いますか、対象としている範囲が同じなのか、教えてください。

藤原漁業調整課長

御質問ありがとうございます。こちらは、「域」がついているものも同じ意味でございます。

佐藤会長

他にございませんか。御意見等が無いようでございます。第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案の「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

渡邊主任

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の資料をご準備願います。恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

第2号議案、中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について。表紙でございます要旨のとおり、漁業権が設定されていない中津川及び米内川並びに甲子川において、盛岡市が放流するあゆ、並びに釜石市が放流するあゆ、やまめ及びいわなの育成保護を図るとともに、遊漁の秩序を維持するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは最初に、本議案に関連する岩手県漁業調整規則の内容について、御説明いたしますので、10ページをお開き願います。第39条に各魚種の採捕禁止期間等が定められておまして、あゆは1月1日から6月30日まで、いわなは10月1日から翌年の2月末日まで、さくらますは7月1日から翌年の2月末日まで、やまめは10月1日から翌年の2月末日までが採捕禁止期間となっております。

また、第38条では、水産動物の採捕禁止区域等が定められておまして、中津川では、「中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面」が採捕禁止区域となっております。

なお、この中津川での採捕禁止区域に関しては、ただし書きの所で、「ただし、第3号に掲げる河川」、中津川は、ここに含まれるわけでございますが、その「河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。」とされ、これらの漁法による採捕は規制の対象外とされております。

13ページをお開き願います。当委員会において、「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」を定めておまして、ポイントに下線を引いております。

まず「1の趣旨」の中で、「第五種共同漁業権が設定されていない河川において、自治体や任意の団体等が魚資源の保護及び増殖、河川環境の保全並びに住民等に対するレクリエーションの場の提供などを目的に稚魚等を放流する場合において、当該河川における魚類の採捕に関して禁止又は制限する当委員会の指示については、漁業法等の定めによるほか、この要領により取り扱う。」としており、その下の2で「次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、委員会指示を発動する。」ことを規定しております。その要件として、（1）で「指示の発動を要望する区域をその一部の区域とする市町村からの要望があること。」、（2）で、その区域は「第五種共同漁業権が設定されていない内水面の区域であること。」、（3）では漁場管理の要件として「次のことについて実施する計画があること。」とし、アとして、「委員会指示により採捕を禁止又は制限しようとする魚類の稚魚等の放流並びにその保護及び増殖を図るための河川環境の保全の取組みを実施すること。」、この場合の「稚魚等の放流の数量」については、「別に定める数量を下回らないもの。」としてございます。

14 ページをお開き願います。ページの下の方に、「参考」として、「別に定める数量」を表にしております。御覧のとおり、盛岡市から要望のある「中津川及び米内川」に関しては、あゆが150キログラム、やまめが40キログラム、釜石市から要望のある「甲子川」に関しては、あゆが200キログラム、やまめが20キログラム、いわなが10キログラムとなっております。

13 ページにお戻り願います。この放流に関しましては、ページの下から2行目のところで「管内の任意の団体等の協力によって当該数量の放流を確実に実施できる場合には、その放流をもって市町村の放流とみなすことができる。」という取扱いとしてございます。

14 ページをお開き願います。もう一つの漁場管理の要件として、イで、「住民等に対して委員会指示を周知するとともに、その遵守状況の把握とトラブルの防止に努めること。」となっております。

本議案であります、「中津川及び米内川並びに甲子川における魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」につきましては、盛岡市と釜石市からの要望に対応し、これまでも継続して発動してきております。

この度、令和8年の委員会指示の発動に関し、両市から要望書が提出されておりますので、その内容について御説明いたします。

15 ページをお開き願います。これは、令和8年3月13日付けで盛岡市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。具体的な内容については、次の16 ページを御覧願います。

1の要望理由の所には、「市民遊漁の川として親しまれている中津川及び米内川を今後も維持するためには、稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖等に努めるとともに、河川環境の保護を図る必要があることから、秩序ある遊漁を行うことにより魚類の育成保護を図るため、委員会指示を受けたく要望するものである。」、「令和8年度は、本市の事業整理による予算の縮小のため、あゆのみを委員会指示の対象として要望したい」旨が記載されております。

盛岡市からの要望については、令和7年度まではあゆとやまめを委員会指示の対象としておりましたが、令和8年度につきましては、あゆのみを委員会指示の対象とするというものでございます。

次に、「2の要望の内容」として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、「アの区域」と、「イの区域」に分けて表に整理されております。アの区域は「下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域」、イの区域は「中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域」で、こちらは前年と同様の区域となっております。

このアの区域とイの区域について地図上に示した資料がございますので、7ページを御覧願います。この地図の黒く塗られている河川が、要望書に記載されております「アの区域」でございます。一方、地図の左下の所点線でお示した範囲が「イの区域」でございます。

次に、アの区域とイの区域における「採捕禁止期間」について御説明いたしますので、16 ページにお戻り願います。最初に、アの区域、下ノ橋より上流、についてですが、「あゆの餌釣り」は、令和8年7月1日から同年12月31日まで、「あゆのがら掛け」は、令和8年7月1日から同年9月9日まで及び令和8年10月11日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は、令和8年7月1日から同年7月4日までが、それぞれ採捕禁止期間の要望となっています。

次に、イの区域、下ノ橋より下流については、「あゆの餌釣り」は、令和8年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は令和8年7月1日から同年7月4日までが、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。

続きまして、「規制の必要性」についてですが、次の17 ページを御覧願います。規制の必要性として、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護が記載されております。

その次に、4として、「放流計画」が記載されております。あゆの稚魚については、5月中旬に約1万3千尾、150キログラムを中津川と米内川の合流点下流から、毘沙門橋上流の区域に放流する計画となっております。

「5の漁場管理」につきましては、立て札の設置、盛岡市が依頼して河川の監視を行っている魚族監視人による巡視、河川清掃の実施が計画されております。

18 ページにいていただいて、「6には、前年度の実績」として(1)の表に種苗放流等の実績、(2)の表に漁場管理等の実績が、それぞれ記載されております。

また、「7のその他」には、今年の計画として、初心者向けのあゆ釣り教室を7月の第1日曜日にあたる7月5日に中津川与の字橋から毘沙門橋までの区間において、実施予定であること等が記載されております。以上が、盛岡市からの要望でございます。

次に、釜石市からの要望について、御説明いたします。19 ページをお開き願います。これは、令和8年3月11日付けで釜石市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。

続いて、20 ページをお開き願います。具体的な要望内容についてご説明いたします。「1の要望理由」には、「甲子川を市民のレクリエーションの場とし、誰もが自由に遊漁を楽しめる川にするためには、各種稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖、保護に努めるとともに、河川環境の保護を図っていくことが重要である。また、それと同時に、甲子川をいつまでも良い状態で残していくためには、自然保護の精神に基づいた秩序ある遊漁を推進していくことも重要であり、そのためには漁場利用における制限を設定する必要がある。そこで、岩手県漁業調整規則を遵守しながら、今以上に甲子川の自然を守っていくために、委員会指示を要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。

次に、「2の要望の内容」として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、(1)の区域と(2)の区域に分けて表に整理されております。(1)の区域は「矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの区域」、(2)の区域は「五の橋下流端から枯松沢との合流点までの区域」とされております。この(1)の区域と(2)の区域に

についても、地図上に示した資料がございますので、8ページをお開き願います。この地図の右側の所の点線でお示した範囲が、要望書に記載されております(1)の区域でございます。一方、(2)の区域は黒く示した広い範囲の部分でございます。

それでは、(1)の区域と(2)の区域における採捕禁止期間について御説明いたしますので、20ページにお戻り願います。

最初に、2の(1)の区域、五の橋より下流、についてですが、「あゆの餌釣り又はがら掛け」は、令和8年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は、令和8年7月1日から7月4日まで、及び令和8年9月15日から同年12月31日まで、「さくらますの餌釣り又は擬餌釣り」は、令和8年6月1日から同年6月30日まで、「その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣り」は、令和8年6月1日から、同年7月4日まで、以上の期間が、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。

次に、(2)の区域、五の橋より上流、については、「あゆの餌釣り又はがら掛け」は令和8年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は令和8年7月1日から7月4日まで、「さくらますの餌釣り又は擬餌釣り」は令和8年6月1日から同年6月30日まで、「その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣り」は令和8年6月1日から、同年7月4日まで、以上の期間が、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。

続きまして、「3の規制の必要性」についてですが、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、21ページを御覧願います。「4として放流計画」が記載されておまして、あゆの稚魚250キログラムを新開橋上流から、砂子渡橋下流までの区域に5月に放流、やまめの稚魚20キログラムを鈴子町JR鉄橋上流から、愛染橋下流までの区域、いわたの稚魚10キログラムを不動橋上流から愛染橋下流までの区域に、それぞれ6月に放流する計画とされております。

この稚魚放流につきましては、管内の釣り団体等の協力によって実施される計画でございます。その協力団体である「甲子川鮎釣協力会」の総会資料の抜粋を22ページから28ページに添付しております。細かい説明は省略させていただきますが、釜石市長も当該団体の役員の一人名となっており、また、事務局は釜石市役所の水産課が担っていて、これまでも市との強い連携の下で稚魚放流等を行ってきた経過がございます。本年も稚魚放流や啓発普及活動等を行う計画とされております。

次に、21ページにお戻り願います。「5の漁場管理」についてでございます。遊漁方法や遊漁期間に関する制限について、市の広報誌に掲載して市民に周知すること、資源保護及び遊漁マナーの向上のため、ポスターの掲示を行うこと、甲子川漁業監視員による巡視、河川清掃の実施等が計画されております。

29ページをお開き願います。前年度の「稚魚等の放流実績」が記載されております。釜石市のほか、甲子川鮎釣協力会の協力も得ながら、あゆ等の種苗放流が計画どおり実施されております。

次に30ページをお開き願います。前年度の「漁場管理の実績」が記載されております。稚魚の放流のほか、河川敷のゴミ拾い、資源保護及び遊漁マナーの向上を目的としたポスターの掲示、漁業監視員による巡視などが実施されております。以上が、釜石市からの要望でございます。

次に31ページをお開き願います。前段で御説明しました「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」で規定する委員会指示発動要件でございますが、盛岡市及び釜石市からの要望内容を表に整理しましたところ、適否欄にありますとおり、委員会指示を発動する要件を満たしているものと判断されますことから、事務局案として、「魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」を発動することが適当である、としました。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。これが指示案本文となります。委員会指示の内容について、1ページ及び2ページに示しております。冒頭部分について、読み上げます。

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。

県報掲載の日付につきましては、本日、御承認いただければ、5月26日火曜日を予定しております。会長名でお出しします。

以下の委員会指示の内容につきましては、先ほど御説明いたしました盛岡市及び釜石市の要望内容と同じですので、読み上げは、省略させていただきます。

続きまして、3ページから4ページは、令和7年委員会指示と令和8年委員会指示（案）を示した新旧対照表でございます。変更となる箇所を下線を引いております。また、一番右側に変更の理由等を記載しております。日付の変更の他、中津川及び米内川につきましては、表の中で、「その他の魚種（さくらますを除く）」の欄を削除しております。

次に、5ページを御覧願います。委員会指示が発動された際の状態について、5ページに中津川及び米内川、6ページに甲子川における、県漁業調整規則による規制と、当該委員会指示による規制について、整理しております。

5ページの「中津川及び米内川」についてですが、「魚種別」、「漁具又は漁法別」に、「採捕禁止期間」を示しております。グレーの箇所は、県漁業調整規則による禁止、黒色の箇所が、委員会指示による禁止、色付けしていない箇所が、採捕できる期間を表しております。

同様に、「甲子川」については、次の6ページに示しております。

以上で、第2号議案の内容の説明を終わらせていただきます。

なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。

よろしく御審議の程、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(佐野委員 挙手)

佐野委員

甲子川鮎釣協力会の役員の立場として発言をさせていただきます。

一昨日、盛川漁協さんの協力のもとあゆの稚魚250kgを放流しました。毎年、盛川漁協さんのお世話になっているところですが、昨年のおゆの漁獲なんですけれども、私たちの協力会の会員の中でもでも4、5名の方が年間千本以上を友釣り釣ったと。非常に天然遡上も順調だったということで、盛川漁協さんのおかげだなと感謝しております。

以上でございます。補足ですけれども、説明させていただきました。

渡邊主任

ありがとうございました。

佐藤会長

他にございませんか。

(松林委員 挙手)

松林委員

表紙では、「さくらます」という単語は出てこないのですが、禁止期間の設定に関しては「さくらます」が出てくるのですけれども、種類のには「やまめ」だけれど、「さくらます」として禁止対象としているということで、さくらますは天然の資源が繁殖しているのでしょうか。それとも放流したやまめが海に行ってさくらますになって帰ってくるのでしょうか。

渡邊主任

御質問ありがとうございます。

まずこちらの委員会指示なのですけれども、対象とする魚類については放流をお願いしますということで、やまめの稚魚とさくらますの稚魚は同じものとして、甲子川では放流いただいて、委員会指示で制限をかけさせていただいております。

次に、放流したものがさくらますになって戻ってきているか、ということなのですが、どの程度がさくらますになっているかということは把握しておりません。放流したものについても、降海してさくらますになっている可能性はあると思います。

松林委員

ありがとうございます。

佐藤会長

ありがとうございます。

その他ございませんか。

ないようであれば、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、第3号議案「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊主任

それでは、第3号議案、ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について御説明いたします。引き続き、着座にて御説明させていただきますので、御容赦願います。

第3号議案、ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について。表紙にございます要旨のとおり、産業管理外来種であるブラウントラウトについて、在来種への影響を低減し、水産動物の保護を図るため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、本県内水面への放流を禁止する委員会指示を発動しようとするものでございます。本委員会指示は、令和6年に指示の期間を令和6年6月1日から令和7年5月31日までとし、初めて委員会指示を発動したもので、今回が3回目となります。

始めに、4ページ目をお開き願います。最初に説明しました、漁業法における委員会指示の根拠法令となります。第120条の海区漁業調整委員会を内水面漁場管理委員会に読み替え、委員会として必要があると認める時は関係者に対して必要な指示を出すことができることを定めた条文となります。今般、発動しようとする委員会指示は、第2号議案同様、この規定に基づく指示となります。

次に、2ページ目にお戻り願います。委員会指示発動の必要性について整理しました。読み上げて説明させていただきます。

委員会指示の必要性について。1、ブラウントラウトについて。ブラウントラウトは、平成28年頃から本県の和賀川水系で捕獲されているほか、距離的に近い秋田県の横手川水系で繁殖が確認されている外来魚。

平成27年3月に環境省・農林水産省によって公表された「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、「産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）」に分類され、魚食性が強いほか、いわな等と交雑するなど、在来種

への影響が大きい。

オオクチバス（等は「特定外来生物」として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により、飼育、栽培、保管及び運搬が原則禁止されているが、産業管理外来種に関する法律上の規制はない。

平成 29 年 11 月に水産庁が取りまとめた「水産分野における産業管理外来種の管理指針」では、「公的規制による対応」として、「水産動植物の繁殖保護等を図るため、在来種が生息する水域への分布拡大による食害、競合及び交雑を防ぐ必要がある場合等において、地域の実情を踏まえ、必要に応じて内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示等により水産分野における産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講ずることとする。」とされている。

続いて 2、他道県の対応についてです。北海道ですけれども、北海道では、北海道漁業調整規則第 47 条で、卵を含むブラウントラウトの内水面への移植を禁止しております。

秋田県につきましては、秋田県内水面漁場管理委員会指示第 3 号を発動しております。ブラウントラウトの生きたままの持出し、卵を含む移植及び放流を禁止しております。期間が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、となっております。秋田県につきましては、令和 5 年度に第 1 回目の委員会指示を発動しております。そこから、令和 5 年度、令和 6 年度については禁止期間を 1 年間としておりましたが、状況が今後 1 年で変化するとは考えにくいとして、令和 7 年度からは期間を 2 年、として発動しているということでございます。

続いて、山梨県でも委員会指示を発動しております。卵を含むブラウントラウトの内水面への移植を禁止しております。こちらも期間を 2 年間としてございます。

岐阜県につきましては、平成 27 年 4 月 17 日から、委員会指示によりブラウントラウトの生きたままの持出しと移植を禁止しております。

次の 3 ページにいきまして、滋賀県では、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、ブラウントラウトを含む指定外来種を県が指定し、これらの飼育者に対し届け出を義務付けるとともに、野外へ放すことを禁止しております。

3 として岩手県の状況ですけれども、県内の内水面漁業協同組合、各市町村を対象とした外来魚生息状況調査を実施しております。令和 7 年度の調査、令和 7 年 12 月 24 日現在の状況となりますが、過年度に引続き、和賀川水系及び豊沢川にてブラウントラウトの生息が報告されております。

続いて 4、委員会指示の必要性及び指示の期間。(1)、本県内水面において、ブラウントラウトによる在来種への影響を低減し、水産動物の保護を図るため、その放流を禁止する委員会指示を発動する。(2)、指示の期間は、発動の日から 1 年間とする。

5、今後の対応ですが、新たな生息域が確認される等、外来魚の拡散には今後とも注意する必要があることから、外来魚生息状況調査を継続し、実態把握に努めてまいります。

指示の期間につきましては、案として1年としておりますが、毎年実施している外来魚生息状況調査の結果を踏まえ、指示期間を検討していきたいと考えております。

続いて、別綴りで用意しました水産庁のパンフレット、「水産分野における産業管理外来種の管理について」の表紙を御覧ください。真ん中の右を向いている魚がブラウントラウトです。3ページをお開き願います。ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの分布状況が示されてございます。このうち真ん中のブラウントラウトについてですが、日本海側と北海道を中心に分布が広がっており、本県では未確認とされておりますが、必要性のところで説明したとおり、秋田と隣接する和賀川で捕獲されているとの情報があります。本県でのブラウントラウトの分布拡大を早急に防ぐ必要があることから、本委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。これが指示案本文となります。ページ中段、「指示の内容」について、読み上げます。

1、指示の内容 (1)、ブラウントラウト(卵を含む。以下同じ。)を2の区域に放してはならない。(2)、ブラウントラウトを2の区域において採捕した者は、これを生かしたままその区域から持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2、指示の区域 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面。

3、指示の期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで。

県報掲載の日付につきましては、本日、御承認いただければ、5月26日火曜日を予定しております。会長名でお出しします。

なお、指示の内容(1)においては、キャッチアンドリリースを含む、あらゆる放流行為を禁じており、(2)では採捕した場合は、生かしたまま持ち出すことを禁じるにより、採捕したその場でブラウントラウトの処分を求めるものとなっております。

以上で、第3号議案の内容の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

佐藤会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、第3号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(松林委員 挙手)

松林委員

御説明ありがとうございます。

ブラウントラウトが侵略的な外来種となっているということですが、放流の禁止で、ブラウントラウトの繁殖が抑えられるのかということ、つまり本県で繁殖が確認されていないというのは、繁殖を確認できていないだけで、毎年見つかっているのであれば繁殖の可能性が高いのではないかと気がなっております。

ブラウントラウトは、頂いた資料で拝見すると、海に異動して川に戻る降海型の生態のようですが、海域での繁殖を行って、食用にすることも可能性としてもあるのか、それが海から河川に入ってくることは考えられるのでしょうか。

渡邊主任

御質問ありがとうございます。

まず一つ目の、繁殖の可能性ということですが、今報告されている豊沢川と和賀川水系ですが、年に数匹が採捕されるということのようです。その中には、いわなと交雑したものがいるようですが、資源量は少なくなっているようです。繁殖や生息の拡大については、外来魚生息状況調査を継続し、注視していきたいと思います。

次に、河川に遡上することでの生息域の拡大についてですが、秋田県等では降海したものが別の河川にのぼって、どうやら生息が拡大したのではないかと、という可能性もあるようです。そういったところでは海でのブラウントラウトの捕獲があるようですが、岩手県では今のところそのような報告がありませんので、これによる生息拡大の心配は今のところないかと思います。

松林委員

ありがとうございます。

ちなみに、海域で育てて養殖して美味しい魚というような、漁業資源として採用されるような可能性はあるのでしょうか。

工藤技術参事兼水産振興課総括課長

ブラウントラウトなんですけれども、結構いわなに近い種類でして、肉質としては、今海面養殖でやられているようなギンザケとかニジマスとかとはちょっと違って、あまり食味が良いというものではないものです。

もう一つ考えなければならないのが、成長の早さというものが、海面養殖では必要となります。特に岩手県の場合では、冬前くらいに海面に種苗を入れて、翌春から初夏、7月くらいまでに成長させる必要があるのですけれども、そういう成長の良いものというのは、ブラウントラウトは難しい所があるのかな、という風に思っています。

松林委員

すみません、興味本位の質問でした。ありがとうございました。

佐藤会長

その他はございませんか。

(峰岸委員 挙手)

峰岸委員

外来魚の生息調査をずっと継続されていると思うのですが、調査の方法は何でしょうか。

渡邊主任

これは、漁協等にアンケート用紙をお配りして、どこで確認されているか、生息量はどのくらいかというところを遊漁者からの聞き取りということで報告を頂いておりました。

峰岸委員

わかりました。ありがとうございます。

佐藤会長

その他はございませんか。なければ3号議案についてお諮りします。第3号議案、「ブライントラウトの放流を禁止する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第3号議案 終了

佐藤会長

続きまして、「報告事項」に移ります。報告事項「令和7年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について」県の方から御説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

水産振興課の藤原です。令和7年度の漁業権非設定河川への魚類放流実績について報告させていただきます。恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

県は、利用実態の情報が少ない「漁業権が設定されていない河川や湖沼」につきまして、魚類の放流や水面利用等の状況を把握し、漁場としての適切な利用を促進するため、関係者に対して毎年調査を実施しており、今回、その調査結果を報告するものでございます。

資料1ページを御覧ください。1の「釣り大会等の短期的に漁場を利用するもの」につきましては、花巻市の「葛丸川淡水魚愛護組合」が、葛丸川へやまめを放流しております。

続きまして、2の「種苗を放流し長期に漁場を利用するもの」につきましては、洋野町では、「大野の自然を守る会」が、有家川と高家川へ6月にやまめといわなを放流しております。

また、久慈市の久慈川については、これまで漁業権が設定されていた河川でございましたが、令和6年度末、令和7年3月31日ですが、漁業権を取得していた漁業協同組合が解散し、増殖団体がなくなってしまった経緯から、7年度に限り、県内水面漁業協同組合連合会が6月にあゆを放流しております。

宮古市では「八木沢川を守り育てる会」が、八木沢川にやまめを放流する計画がございましたが、7年度は放流時期の天候不良等により実施を見送ったということでございます。なお、今年度は、例年どおり、やまめの放流が計画されております。

盛岡市では「市」が、中津川と米内川へ5月にあゆとやまめを放流しております。

花巻市では「葛丸川淡水魚愛護組合」が、葛丸川へ6月にやまめを放流しております。

また、一番下の「日本へら鮎釣研究会岩手地区」におきましては、令和6年度は放流がございませんでしたが、昨年度は、一戸町の菜魚湖ほか4つの水域へへらぶなを放流しております。

続きまして、2ページを御覧ください。釜石市では「甲子川鮎釣協力会、釜石市及び釜石大槌地区行政事務組合」が、甲子川へ5月から6月にかけて、あゆ、やまめ及びいわなを放流し、更に、「釜石市」では、片岸川と熊野川へ6月にやまめといわなを放流しております。

最後に、3の「前年度との比較」についてでございますが、「1 釣り大会等の短期的漁場利用」は、前年度と変わらず、花巻市の葛丸川へのやまめ放流1件で、増減はございません。また、「2 種苗放流による長期的漁場利用」では、宮古市の八木沢川への放流が行われなかったものの、6年度に実績のなかった日本へら鮎釣研究会岩手地区によるへらぶなの放流が、令和7年度は複数の水域で行われたことから、前年度と比較しまして市町村数、放流河川数が増加しております。

報告は以上でございます。

佐藤会長

ただ今、県の方から報告事項の説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等があったら、お願いをいたします。

佐藤会長

御意見等がないようでございますので、「その他」に移りたいと思います。

佐藤会長

その他でございますが、委員の皆様方から、何か情報提供などはございませんでしょうか。

佐藤会長

県の方からは何かございませんか。

藤原漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

事務局からは何かございませんか。

遠藤事務局長

事務局から、2点お知らせをいたします。

全国内水面漁場管理委員会連合会の東日本ブロック協議会ですが、令和8年度は、岩手県において10月28日から同29日の開催を予定しております。座長である長崎県とともに準備を進めているところでございます。

昨年度は千葉県で開催され、全内漁管連やブロックの会員都道府県から約50名が参集しております。本県からは佐藤会長と事務局が出席致しました。

2日間に渡る日程となりますが、内容としましては、初日の午後に盛岡で開会し、次年度の水産庁への政策提案の内容について協議するほか、講師をお招きし、研修会を開催する予定でございます。翌日は、内水面漁業の取組に係る県内現地視察を検討してお

ります。

本協議会の開催につきましては、5月29日の全内漁管連通常総会で正式に決定されますが、決定しましたら、あらためて事務局から御案内をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、ぜひ、御参加いただきますようお願い申し上げます。

また、次回の委員会についてですが、緊急の案件がない限り、9月の開催を予定しております。

事務局からは以上でございます。

佐藤会長

はい、それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございました。

終了（午後2時45分）
